

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 2 年度
計画主体	宗像市、福津市、岡垣町

## 宗像市・福津市・岡垣町広域鳥獣被害防止計画

### 〈代表連絡先（事務局）〉

担当部署名 宗像市産業振興部農業振興課振興係  
所在地 宗像市東郷 1 丁目 1 番 1 号  
電話番号 0940-36-0041  
F A X 番号 0940-36-0320  
メールアドレス [nougyous@city.munakata.lg.jp](mailto:nougyous@city.munakata.lg.jp)

### 〈連絡先〉

担当部署名 福津市地域振興部地域振興課農林水産振興係  
所在地 福津市中央一丁目 1 番 1 号  
電話番号 0940-62-5013  
F A X 番号 0940-43-9003  
メールアドレス [sangyo@city.fukutsu.lg.jp](mailto:sangyo@city.fukutsu.lg.jp)

### 〈連絡先〉

担当部署名 岡垣町産業振興課農林水産振興係  
所在地 遠賀郡岡垣町野間 1 丁目 1 番 1 号  
電話番号 093-282-1211  
F A X 番号 093-282-3218  
メールアドレス [sangyou@town.okagaki.lg.jp](mailto:sangyou@town.okagaki.lg.jp)

## 1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、アライグマ、カラス、スズメ、ヒヨドリ、ドバト、アナグマ、タヌキ、サル、イタチ、ムクドリ、カモ類
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	宗像市、福津市、岡垣町内

(注) 1 計画期間は、原則として3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画を作成する全ての市町村名を記入すること。

## 2 鳥獣による農林水産業に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状 (令和元年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ (獣類)	水稲	8,147 千円 7.75ha
	麦	86 千円 0.31ha
	豆類	492 千円 1.08ha
	果樹	2,861 千円 1.19ha
	野菜	7,137 千円 1.39ha
	いも類	1,080 千円 0.74ha
シカ (獣類)	ヒノキ(壮)	0 千円 0ha
	スギ(壮)	0 千円 0ha
サル (獣類)	-	0 千円 0ha
アライグマ (獣類)	-	0 千円 0ha
アナグマ (獣類)	豆類	50 千円 0.11ha
	果樹	266 千円 0.14ha
	野菜	2,310 千円 0.20ha
タヌキ (獣類)	-	0 千円 0ha
イタチ (獣類)	-	0 千円 0ha
カラス (鳥類)	水稲	1,131 千円 1.07ha
	麦類	356 千円 1.09ha
	豆類	137 千円 0.53ha
	果樹	3,674 千円 1.11ha
	野菜	2,679 千円 0.78ha
スズメ (鳥類)	水稲	2,103 千円 1.97ha
	小麦	13 千円 0.04ha
ヒヨドリ (鳥類)	水稲	210 千円 0.20ha
	果樹	4,026 千円 1.09ha
	野菜	7,049 千円 2.05ha
ドバト (鳥類)	水稲	839 千円 0.81ha
	麦類	28 千円 0.09ha
	豆類	28 千円 0.19ha

カモ類	麦類	0 千円	0ha
	野菜	936 千円	0.14ha
ムクドリ	-	0 千円	0ha
合計		45,638 千円	24.07ha

## (2) 被害の傾向

**宗像市** 水稲や野菜等を中心に、市内及び中山間地域全体に被害が及んでいる。イノシシの捕獲数や被害相談は減少傾向にあるが、その他の獣類、特にアナグマによる農作物の被害や相談が増えてきている。タヌキに関しては住宅敷地内での糞害による被害相談が特に多い。アライグマについては、家庭菜園での被害が報告されている。鳥類ではカラス、ドバト、スズメ、ヒヨドリによる農作物(果樹、野菜)被害が発生しており、特にヒヨドリによる被害は深刻である。

**福津市** 水稲や野菜を中心にイノシシやアナグマなどによる被害が市内ほぼ全域で発生しており、農地や法面の掘り起し等が多発している。近年は、住宅地への侵入や家庭菜園の被害情報も多く寄せられている。シカについてもスギやヒノキの食害が発生している。また、鳥類は、水稲やキャベツの新芽、みかんの食害、建物等での糞害が発生している。また、カモ類については、麦類等への飛来が確認されており被害の発生が懸念される。

**岡垣町** 獣類は、イノシシやタヌキにより、電気柵の設置されていない地域において、果樹等の食害や踏み倒し等の被害が深刻化している。また、市街地においても出没し、庭や道路の法面等を掘り返す被害が発生している。近年、サルやイタチ、ムクドリによる家庭菜園での食害や糞害に関する被害相談が増加傾向にある。鳥類(カラス、ヒヨドリ)については、ぶどう等の果樹や露地野菜に被害を及ぼし、一度被害があった地域に複数回出没し、被害が拡大する傾向がある。また、統計には出ていないものの、カモ類は麦類の被害が住民から報告されており、今後の被害拡大が懸念される。

## (3) 被害の軽減目標

鳥獣名	指 標	現状値 (元年度)	目標値 (5 年度)
イノシシ	被害金額	19,803 千円	17,823 千円
	被害面積	12.46 ha	11.20 ha
シカ	被害金額	0 千円	0 千円
	被害面積	0 ha	0 ha
サル	被害金額	0 千円	0 千円
	被害面積	0 ha	0 ha
アライグマ	被害金額	0 千円	0 千円
	被害面積	0 ha	0 ha
アナグマ	被害金額	2,626 千円	2,363 千円
	被害面積	0.45 ha	0.41 ha
タヌキ	被害金額	0 千円	0 千円
	被害面積	0 ha	0 ha
イタチ	被害金額	0 千円	0 千円
	被害面積	0 ha	0 ha
カラス	被害金額	7,977 千円	7,179 千円
	被害面積	4.58 ha	4.12 ha
スズメ	被害金額	2,116 千円	1,904 千円
	被害面積	2.01 ha	1.81 ha
ヒヨドリ	被害金額	11,285 千円	10,157 千円
	被害面積	3.34 ha	3.01 ha

ドバト	被害金額	895 千円	806 千円
	被害面積	1.09 ha	0.98 ha
カモ類	被害金額	936 千円	842 千円
	被害面積	0.14 ha	0.13 ha
ムクドリ	被害金額	0 千円	0 千円
	被害面積	0 ha	0 ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>駆除部会、猟友会に駆除を委託し、予察捕獲及び対処捕獲を実施している。捕獲機材を導入し、駆除部会、猟友会と連携し被害防止に取り組んでいる。</p>	<p>有資格者の高齢化が進んでいるため、新たな資格者を育成する必要に迫られている。また、離島において、住宅地に出没するケースが増加しており、住民不安が広がっている。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>国や市町の補助金について周知を行い、活用してもらうことで、ワイヤーメッシュ柵及び電気柵の設置を促している。</p>	<p>地域で取り組むことで被害を最小限にするため共同の設置を勧めているが、個人での設置がまだ多く、地域での取組みの効果などを周知し、被害防除の推進を行う。</p>

## (5) 今後の取組方針

### 被害防止対策の基本的方針

農林業被害防止を推進するため、学識経験者、各種研修、住民の意見等を参考にしながら、生息状況、被害状況、防止対策の実情を的確に把握し、地域住民の安全・安心と鳥獣との棲み分け・個体数調整を基本とし被害防止策を講じる。また、被害は捕獲だけでは減少しないため、農地への侵入を防止するため以下のような対策を講じる。

### 獣類

#### ア 集落・人里の餌場としての価値を下げる

- ・ 被害地域における防護柵の設置
- ・ 地域住民による自主防衛のための意識啓発
- ・ 防除柵の適切な管理など防除技術の向上

#### イ 適正な個体数調整の実施

- ・ 駆除部会による捕獲用罠の設置
- ・ 猟犬を用いた効果的かつ効率的捕獲
- ・ 狩猟免許の取得促進
- ・ 鳥獣保護管理員の助言・指導による個体数調整の実施

#### ウ 餌となるもの、隠れ場所をなくす等の環境整備

- ・ 森林環境整備等による、イノシシの寄り付きにくい空間の醸成
- ・ 耕作放棄地の解消による農地環境の整備
- ・ 里山づくりによる緩衝帯の拡大

#### エ 処理加工施設の利用促進

- ・ 自治体間の広域連携により建設した処理加工施設の利用を促進し、捕獲後の処理環境の改善を行い、捕獲を推進する。

### 鳥類

鳥類については、獣類で講じる忌避対策に準じて捕獲や被害防止対策等を実施することとする。

## 3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・ 各市町所管の駆除部会・猟友会に委託して被害防止の目的での捕獲を行う。有害鳥獣広域駆除対策協議会での年度計画を基に効率的・計画的な捕獲を行なう。自治体間の広域連携により建設した処理加工施設を拠点として自治体を越えた対象鳥獣の出没情報、被害情報を把握し、効果的に捕獲する体制を構築する。
- ・ 今後、有資格者の高齢化、駆除部会・猟友会の会員数の減少が見込まれるため、各市町の広報等で広く周知するとともに、JAとも連携の上、農業者に対して狩猟免許取得を促すとともに箱罠を貸与し、広域における効率的な捕獲ができる体制を確立する。
- ・ アライグマ、アナグマ、タヌキは今後被害の増加が予測されることから、迅速な捕獲ができる体制を確立する。

(2) その他捕獲等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
3年度	獣類	年間を通じて有害駆除期間として設定し、駆除強化を行う。 ・イノシシは、箱ワナ、くくりワナ、及び銃器による駆除を行う。箱ワナ・くくりワナ購入及び捕獲者の育成、確保を推進する。 ・シカは箱ワナ及び銃器による駆除を実施する。 ・小型獣類は、専用の箱ワナを導入し被害情報に対して迅速に対処捕獲を行う。
	鳥類	・カラス等の鳥類は銃器による駆除を実施する。また、箱ワナによる捕獲を検討する。
4年度	獣類	年間を通じて有害駆除期間として設定し、駆除強化を行う。 ・イノシシは、箱ワナ、くくりワナ、及び銃器による駆除を行う。箱ワナ・くくりワナ購入及び捕獲者の育成、確保を推進する。 ・シカは箱ワナ及び銃器による駆除を実施する。 ・小型獣類は、専用の箱ワナを導入し被害情報に対して迅速に対処捕獲を行う。
	鳥類	・カラス等の鳥類は銃器による駆除を実施する。また、箱ワナによる捕獲の検討結果を踏まえ実施する。
5年度	獣類	年間を通じて有害駆除期間として設定し、駆除強化を行う。 ・イノシシは、箱ワナ、くくりワナ、及び銃器による駆除を行う。箱ワナ・くくりワナ購入及び捕獲者の育成、確保を推進する。 ・シカは箱ワナ及び銃器による駆除を実施する。 ・小型獣類は、専用の箱ワナを導入し被害情報を分析し、生息域を把握するとともに効果的な捕獲を行う。
	鳥類	・カラス等の鳥類は銃器による駆除を実施する。また、箱ワナによる捕獲の検討結果を踏まえ実施する。箱ワナの増設についても検討する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
福岡県第12次鳥獣保護管理事業計画を遵守し、過去3年間の捕獲実績、狩猟従事者や地元住民等から寄せられる被害状況及び生息状況に関する情報を基に算出した。(サル、ムクドリは捕獲については岡垣町のみ、イタチの捕獲については福津市、岡垣町のみ)

3市町合計

対象鳥獣		捕獲計画数等		
		3年度	4年度	5年度
獣類	イノシシ	4,000頭	4,000頭	4,000頭
	シカ	300頭	300頭	300頭
	アライグマ	300頭	300頭	300頭
	アナグマ	300頭	300頭	300頭

	タヌキ	300 頭	300 頭	300 頭
	イタチ	300 頭	300 頭	300 頭
	サル	10 頭	10 頭	10 頭
	獣類計	5,510 頭	5,510 頭	5,510 頭
鳥類	カラス	2,000 羽	2,000 羽	2,000 羽
	スズメ	2,000 羽	2,000 羽	2,000 羽
	ヒヨドリ	2,000 羽	2,000 羽	2,000 羽
	ドバト	2,000 羽	2,000 羽	2,000 羽
	ムクドリ	1,000 羽	1,000 羽	1,000 羽
	カモ類	1,000 羽	1,000 羽	1,000 羽
	鳥類計	10,000 羽	10,000 羽	10,000 羽

捕獲等の取組内容
<p>年間を通じて有害駆除期間として設定し、駆除強化を行う。</p> <p>獣類については、捕獲員による箱ワナ及び銃器での捕獲を強化するとともに、地域と連携した箱ワナ、くくりワナ設置による捕獲を推進し被害の軽減を図る。併せて狩猟免許の取得を推進する。</p> <p>小型獣類については、専用の箱ワナによる捕獲を実施する。</p> <p>鳥類については、銃器及び箱ワナによる駆除を実施する。</p> <p>【捕獲手段】生活環境、捕獲実績、捕獲体制等を勘案し、箱ワナ、銃器、くくりワナによる捕獲を行なう。箱ワナ、くくりワナを貸与し、捕獲を推進する。</p> <p>【実施時期】年間を通じて駆除部会、猟友会による捕獲を行う。</p> <p>【場所】各市町全域について捕獲を行い、協議会により重点化された地域は更に捕獲強化する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入すること（鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該各市町村名を記入する。

#### 4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止策に関する事項

##### (1) 侵入防護柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	3年度	4年度	5年度
イノシシ	電気柵 (38,000m)	電気柵 (38,000m)	電気柵 (38,000m)
イノシシ	ワイヤーメッシュ柵 (56,000m)	ワイヤーメッシュ柵 (56,000m)	ワイヤーメッシュ柵 (56,000m)
シカ	電気柵 (1,000m)	電気柵 (1,000m)	電気柵 (1,000m)
シカ	ワイヤーメッシュ柵 (60,000m)	ワイヤーメッシュ柵 (60,000m)	ワイヤーメッシュ柵 (60,000m)

##### (2) その他被害防止に関する取組

獣類による農林業被害については、電気柵等による防除と適切な管理の指導、間伐、緩衝帯の設置、耕作放棄の防止により総合的に被害防止対策を実施し、地域住民の理解と協力を得つつ、関係機関との連携により、地域の実情と鳥獣の動向に応じた柔軟な方針とする。

鳥類については、被害現場からの情報を迅速に駆除員へ連絡し効果的な駆除へつなげる。

年度	対象鳥獣	取組内容
3年度	イノシシ、シカ、サル、アゲマ、アライグマ、タヌキ、イタチ、カラス、ヒヨドリ、トビ、スズメ、ムクドリ、カモ類	里山林整備、集落内の残菜等誘引物の除去。 荒廃森林の整備や耕作放棄地の利活用推進。 荒廃竹林の伐採による緩衝帯の整備。
4年度	イノシシ、シカ、サル、アゲマ、アライグマ、タヌキ、イタチ、カラス、ヒヨドリ、トビ、スズメ、ムクドリ、カモ類	里山林整備、集落内の残菜等誘引物の除去。 荒廃森林の整備や耕作放棄地の利活用推進。 荒廃竹林の伐採による緩衝帯の整備。
5年度	イノシシ、シカ、サル、アゲマ、アライグマ、タヌキ、イタチ、カラス、ヒヨドリ、トビ、スズメ、ムクドリ、カモ類	里山林整備、集落内の残菜等誘引物の除去。 荒廃森林の整備や耕作放棄地の利活用推進。 荒廃竹林の伐採による緩衝帯の整備。

#### 5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

##### (1) 関係機関等の役割

(宗像市)

関係機関等の名称	役割
宗像市農業振興課	被害情報収集、被害現地調査、駆除員への迅速な情報連携、捕獲体制の構築、住民の安全確保
宗像市防災企画課	住民の安全確保、パトロール
宗像警察署生活安全課	住民の安全確保、パトロール
宗像地区消防本部	住民の安全確保
福岡農林事務所農山村振興課	市担当課への指導、助言、情報連携
宗像市鳥獣被害対策実施隊	被害現地調査、捕獲対応、被害対策
宗像市有害鳥獣駆除部会	被害現地調査、捕獲対応、被害対策
宗像猟友会	被害現地調査、捕獲対応、被害対策



(福津市)

関係機関等の名称	役割
福津市地域振興課	住民の安全確保、捕獲対応、駆除部会・猟友会への連絡
福津市防災安全課	住民の安全確保、捕獲対応
宗像警察署生活安全課	住民の安全確保、パトロール
宗像地区消防本部	住民の安全確保
福岡農林事務所農山村振興課	市担当課への指導、助言、情報連携
福津市鳥獣被害対策実施隊	捕獲対応、被害対策
宗像猟友会	捕獲対応、被害対策

(岡垣町)

関係機関等の名称	役割
岡垣町産業振興課	住民の安全確保、捕獲対応、猟友会等への連絡
折尾警察署生活安全課	住民の安全確保、パトロール
遠賀郡消防本部	住民の安全確保
八幡農林事務所農山村・農業振興課	町担当課への指導、助言、情報連携
岡垣町鳥獣被害対策実施隊	捕獲対応、被害対策
岡垣町有害鳥獣駆除班	捕獲対応、被害対策
遠賀郡猟友会	捕獲対応、被害対策

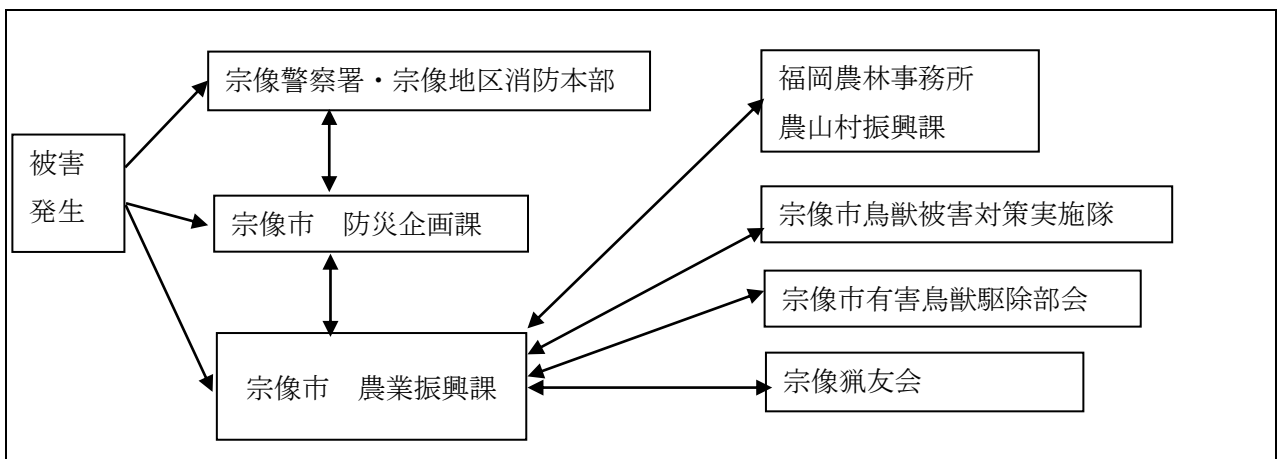
(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

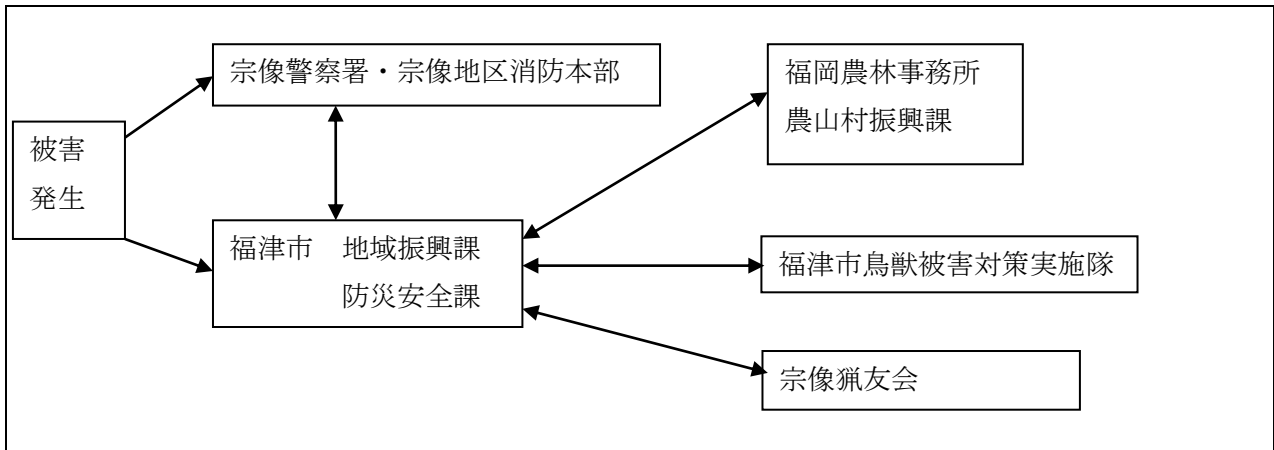
3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

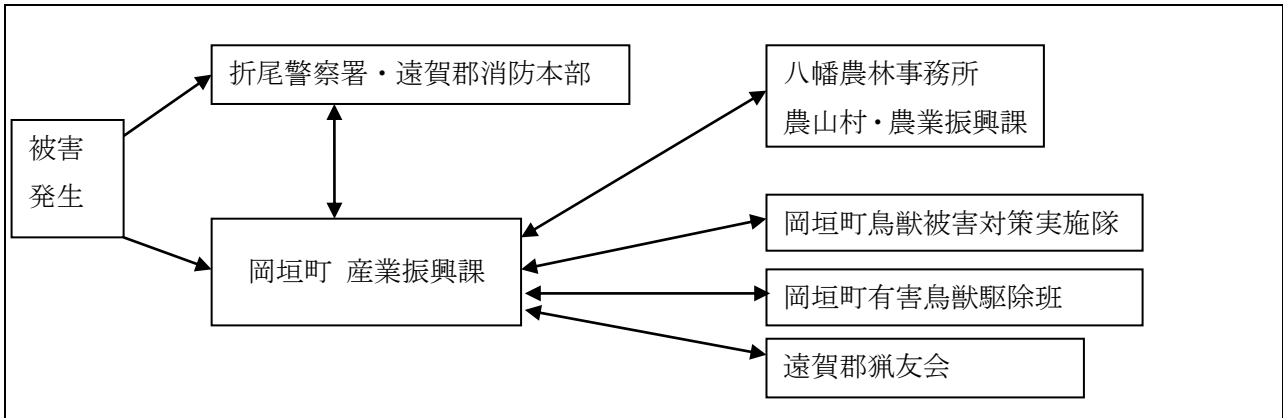
(宗像市)



(福津市)



(岡垣町)



6 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲鳥獣は主に宗像市外2市1町鳥獣加工処理施設へ搬入し、一時保冷保管後産業廃棄物処理業者へ処理委託、または埋設処分。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

イノシシについては、宗像市外2市1町鳥獣加工処理施設で処理加工を行い、一部販売を行う。食肉利用を図る際には、使用する道具の消毒を徹底するなど、食品衛生に十分配慮し、関係法令の遵守に努める。また、処理加工に適さないイノシシについては、一時保管施設に持ち込み、廃棄物として処分。

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8 被害防止施策の実施体制に関する事項

宗像市・福津市・岡垣町の2市1町で構成する宗像市・福津市・岡垣町鳥獣被害防止対策広域連絡協議会が、鳥獣被害防止計画の推進母体として、被害防止対策に必要な予算の作成及び執行管理並びに対象鳥獣の捕獲等に必要の箱ワナ、防護柵等の防止整備の設置状況を調整すると共に、農作物の被害情報を共有することで被害減少への目的と方向性を統一し、地域農業の安全を確保する。

宗像市外2市1町有害鳥獣対策広域連絡協議会が、各市町で捕獲されたイノシシ等の適切な処理を行う広域協議会として捕獲の推進を図る。

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	宗像市・福津市・岡垣町鳥獣被害防止対策 広域連絡協議会
構成機関の名称	役 割
福岡農林事務所 北筑前普及指導センター	被害対策の普及・啓発・助言
宗像猟友会	捕獲・協力体制
宗像農業協同組合	農地、被害等に関する情報提供、助言
宗像市	計画の策定・検証、情報集約、住民への周知
福津市	計画の策定・検証、情報集約、住民への周知
岡垣町	計画の策定・検証、情報集約、住民への周知

被害防止対策協議会の名称	宗像市外2市1町有害鳥獣対策広域連絡協議会
構成機関の名称	役 割
宗像市	処理加工施設の計画策定、施設の管理、運営
福津市	処理加工施設の計画策定
宮若市	処理加工施設の計画策定
岡垣町	処理加工施設の計画策定
宗像農業協同組合	農地、被害等に関する情報提供、助言、農業者への情報提供
福岡県広域森林組合 福岡北支店	山林等に関する被害情報提供、助言
宗像猟友会	イノシシ捕獲、処理加工技術の指導
宮若市猟友会	イノシシ捕獲、処理加工技術の指導
岡垣町有害鳥獣駆除隊	イノシシ捕獲、処理加工技術の指導

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
九州大学農学部	学識経験者としての助言
農林水産省 農作物野性鳥獣被害対策 アドバイザー	有害鳥獣の捕獲技術及び被害対策の助言
福岡県福岡農林事務所	被害対策の普及・啓発・助言
福岡県八幡農林事務所	鳥獣被害防止対策実施に関する総合的な助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市町村職員3人、宗像市駆除部会会員4人で構成されている。引き続き実施隊の活動を活性化させるとともに、適宜民間の実施隊員を任命し、被害対策を講じる。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

構成機関	役割分担
行政	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 計画の策定・検証</li><li>・ 個体の追跡調査の実施、住民への周知</li><li>・ 防除柵設置推奨及び補助</li><li>・ 近隣市等との連絡調整</li><li>・ 情報の収集、通知</li><li>・ 住民への普及啓発</li><li>・ 被害状況調査</li><li>・ 鳥獣の生息環境の整備</li></ul>
有資格者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 捕獲</li><li>・ 捕獲ワナの設置及び移動</li><li>・ 鳥獣の止め刺し</li><li>・ 犬猟による捕獲</li><li>・ 鳥獣防除の指導</li><li>・ 個体数の動向における情報提供</li></ul>
学識経験者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 個体数の動向調査及び検証</li><li>・ 被害防止対策の研究指導</li><li>・ 被害状況調査</li></ul>
住民	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 鳥獣の習性の理解</li><li>・ 生息状況</li><li>・ 目撃情報</li><li>・ 被害状況の情報提供</li><li>・ 防護柵の設置</li><li>・ 緩衝帯の拡大</li><li>・ 農地の保全</li><li>・ 間伐</li><li>・ 下草刈の実施</li></ul>

9 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

協議会を構成する機関は、本計画の実効性を常に高い水準に保つため、定期的な見直しに努める。また、本計画の推進のためには住民の十分な理解と協力が不可欠であるため、協議会は各方面から寄せられる被害状況及び生息状況に関する情報と、それに基づき策定された計画が共有されるよう配慮する。